

農業委員会事務局の目標（令和5年度）

農業委員会事務局長 中村 吉宏

1 課の役割

農業委員会は、農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効利用を図るため、農地の売買や転用等について審査し、農地法等の適正な執行を図るとともに、農地利用の最適化の推進（担い手への農地集積、新規参入の促進、耕作放棄地の解消等）を図ります。

2 個別事業とその目標

1 農地法等による農地の利用の適正化

農地法等による権利移動や転用制限の適正な執行を図ります。また、農業委員、農地利用最適推進委員による農地パトロールを随時行い、違反転用の発見に努めるとともに、農地の利用状況の調査を行います。

2 農地等の利用の最適化の推進

農業委員会の業務が「農地等の利用の最適化の推進」が任意業務から必須業務に位置づけられたことから、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を推進します。

3 農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積

農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を密にし、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進します。

チャレンジ目標

再生不可能な農地（登記地目）について、農業委員会総会において非農地判断を行い、所有者に対し、地目変更登記申請を促します。

なお、総会において非農地判断を行った場合、町固定資産税担当課及び法務局に非農地判断を行った旨、通知を行います。